

静岡県社会福祉施設指導監査実施要領

社会福祉施設の指導監査の実施に関し、静岡県社会福祉施設指導監査実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 実施要綱第3条に規定する指導監査方針及び主眼事項

- (1) 社会福祉施設の指導監査方針……………別紙1
- (2) 社会福祉施設主眼事項……………別紙2

第2 実施要綱第6条に規定する監査資料

- (1) 社会福祉施設(養護老人ホーム)指導監査資料……………様式1
- (2) 社会福祉施設(軽費老人ホーム)指導監査資料……………様式2
- (3) 社会福祉施設(児童養護施設・乳児院)指導監査資料……………様式3
- (4) 社会福祉施設(救護施設)指導監査資料……………様式4
- (5) 社会福祉施設(保育所)指導監査資料……………様式5
- (6) 社会福祉施設(幼保連携型認定こども園)……………様式6

第3 実施要綱第10条に規定する指導監査調書

- (1) 社会福祉施設指導監査調書……………様式7

附 則

この要領は、平成12年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。